国民年金

老後や障害者になったときなどの備えに

国民年金は、老後や障害者になったときなどに、安定した生活をみんなで支え合う制度です。国内に住所がある20歳以上60歳未満の人が必ず加入し、納めた保険料と国の負担金で受給権を満たすすべての人が共通の老齢基礎年金を受け取れます。年金の種類によって、保険料の納め方や金額などが異なり、年金を増額する制度や保険料の免除・猶予の制度もあります。

あなたの国民年金は―

年金の加入者を「被保険者」といい、加入する年金の種類によって呼び名が異なります。

第1号被保険者

●自営業や農業などに従事している人および学生で20歳以上60歳未満の人

※国民年金保険料は自分で納めます

第2号被保険者

●厚生年金保険（船員を含む）や共済組合などの加入者

※年金保険料は、給料から天引きされます

第3号被保険者

●第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

※国民年金保険料は、第2号被保険者が加入している年金制度が負担するため、自分で納める必要はありません

任意加入被保険者

●日本に住む60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受けていない人

●外国に住み、日本国籍を有する20歳以上65歳未満の人

●老齢基礎年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の人（昭和40年4月1日以前に生まれた人に限る）

●坑内員・船員の老齢厚生年金や退職共済年金を受けている60歳未満の人

Q 年金保険料の額は？

第1号被保険者、任意加入被保険者の平成22年度の保険料は、月額1万5100円です。また希望により加入できる付加保険料は、月額400円です。

日本年金機構の納付書で、全国の金融機関、コンビニエンスストアで納めることができます。また口座振替、クレジットカード納付、インターネット納付も利用できます。

Q 保険料を納めるのが困難なときは？

第1号被保険者で経済的理由などにより保険料を納めるのが困難な場合は、国保・年金課、支所、年金事務所で申請すると、該当条件によって次の制度が利用できます。審査後、結果通知が届きます。

年金増額や保険料免除・納付猶予も

国民年金保険料免除

■法定免除

●生活保護法による生活扶助を受けている人

●障害基礎年金または被用者年金の障害年金（1級・2級）を受けている人

■申請免除

●本人、配偶者、世帯主の所得が少なく納付が困難な人

●天災などによる損害や失業などにより納付が困難な人

1 全額免除

2 4分の3免除（3780円納付）

3 半額免除（7550円納付）

4 4分の1免除（1万1330円納付）

※2～4は保険料の一部納付が前提のため、納めないと未納扱いとなります

若年者納付猶予

30歳未満で、本人の所得が少なくても世帯主の所得が多いため全額免除にならない場合は、本人と配偶者の所得状況によって保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例

学生が社会人になってから、保険料を納めることができる制度です。学生本人の前年所得が118万円以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

退職（失業）した人は―

失業特例があります

離職票または雇用保険受給資格者証（公務員は辞令書または退職証明書）などを添えて申請すると、本人の所得を除外して審査が行われ、保険料が免除されます。ただし審査対象の配偶者・世帯主に一定の所得がある場合は、保険料の免除が認められません。

Q 保険料を後から納められる？

追納制度

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は未納にはなりませんが、全額納付した場合に比べ、受け取る年金額が少なくなります。このため10年以内の保険料に限り、後から納めること（追納）ができます。

保険料は追納できる期間の古い月から順に納めることになり、当時の保険料に加算額が上乗せされます。ただし免除を受けた年度の翌々年度以内に追納するときは加算されません。

Q どんな年金を受け取れるの？

受け取れる年金を増額できます

■老齢基礎年金

保険料を納めた期間や免除された期間などが25年以上ある人が、原則、65歳から受給

■障害基礎年金

病気やけがで体の不自由な人が受給（一定の要件あり）

■遺族基礎年金

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡し、18歳以下の子どもがいる場合に受給（一定の要件あり）

■特別障害給付金

障害基礎年金を受けられない体の不自由な人が受給（一定の要件あり）

第1号任意加入被保険者 独自の給付制度

■死亡一時金

3年以上納めた人が老齢・障害基礎年金のいずれも受けないで亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に受給（一定の要件あり）

■寡婦年金

夫が年金を受けずに亡くなった場合に受給（一定の要件あり）

付加年金

定額保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、老齢基礎年金額に付加年金が加算されます。加算額（年額）は200円×納めた月数です。例えば、付加保険料を20年間支払った場合、年間4万8000円を上乗せして受け取れます。

60歳からの任意加入

老齢基礎年金を満額受給できない人は任意加入して保険料を納めると、受給額を満額や満額に近づけることができます。また60歳になっても老齢基礎年金受給資格期間の25年に満たない場合は65歳まで、65歳になっても受給資格期間に満たない場合は70歳までの間で、受給資格ができるまで保険料を納めることができます。

※合算対象期間（サラリーマンの妻〈昭和61年3月まで〉や学生〈平成3年3月まで〉などで国民年金に任意加入しなかった期間、厚生年金の脱退手当金を受けた期間〈昭和36年4月以後〉など）があれば、受給資格期間に加算されます

お問い合わせは、国保・年金課（市役所別館3階）☎948-6352・FAX934-2631、松山東年金事務所☎946-2146・FAX933-1319、松山西年金事務所☎925-5175・FAX923-4619へ

大切に保管を「社会保険料控除証明書」

国民年金保険料は、全額が社会保険料の控除対象となり、年末調整や確定申告に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」などの添付が必要です。申告時まで大切に保管してください。

11月送付対象者　＝1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納めた人

翌年2月送付対象者　＝10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納めた人

お問い合わせは、控除証明書専用ダイヤル☎0570-070-117、IP電話☎03-6700-1130（11月1日～平成23年3月15日まで。月～金曜日＝8時30分～17時15分、月曜日は19時まで、第2土曜日＝9時30分～16時）